別紙

御意見	御意見に対する回答
本改正案は、牛を対象とするケトプロフェン注射剤、豚を対象とする鉄及びトルトラズリル配合注射剤の使用に関する規制を整備するものであり、国民の健康と畜産業の持続性を守るために重要な制度であると考えます。基本的に賛同いたしますが、以下の点について改善を提案いたします。 1. 休薬期間の遵守徹底 牛用ケトプロフェンは休薬期間が短く（肉で 4 日、乳はゼロ時間）、現場で実用的に使用可能です。 一方、豚用鉄＋トルトラズリル配合剤は休薬期間が 70 日以上と長く、出荷管理に注意が必要です。 休薬期間は人の健康を守るための国際基準に基づいて設定されており、絶対に遵守されなければなりません。 違反防止のため、現場への周知徹底と残留検査の強化が必要です。	御意見ありがとうございます。 いただいた意見を踏まえ、今後の動物薬事行政に努めて参ります。

2. 人の健康リスクへの配慮 　ケトプロフェン残留は胃腸障害や腎機能への影響、アレルギー反応の懸念があります。 　トルトラズリル残留は肝臓や腎臓への負担、耐性原虫の出現につながる可能性があります。 　これらは「人の健康を損なうおそれ」の具体例であり、規制の厳格な運用が不可欠です。 3. 耐性菌・耐性原虫対策 　耐性菌や耐性原虫は一度広がると制御が困難であり、人の医療にも影響します。 　世界基準でも耐性リスクを考慮して休薬期間や使用制限が設けられています。 　国内でも国際基準に沿った規制を維持し、違反時には厳格な対応を行うべきです。 4. 透明性と検査体制の強化 　残留検査の結果や違反事例を市民に公開し、安心感と信頼を高めるべきです。 　ランダム検査を増やし、違反があれば厳格に対応する仕組みを整えるべきです。 　畜産現場に分かりやすいマニュアルを配布し、農家や獣医師が確実に理解できるようにすべきです。	

5. 国際基準との整合性 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）や Codex 委員会の基準に沿った休薬期間設定は、日本の畜産物の国際的信頼を守るためにも不可欠です。 国内規制は国際基準と整合性を持たせつつ、現場の実情に合わせた柔軟な運用を行うべきです。	
「使用禁止期間」のと殺する 4 日前と、71 日前、の具体的な日の設定の根拠となった医学的根拠をそれぞれ教えてほしい。	使用禁止期間については、それぞれの設定の根拠となった動物用医薬品の製造販売承認申請に添付されている残留性に関する資料を根拠として設定されております。